










	×	問 題
1		原動機付自転車のエンジンの総排気量は60cc以下である。
2		原動機付自転車で二人乗りは禁止されている。
3		原動機付自転車の最大積載量は30kgである。
4		エンジンをかけている二輪車を押して歩いている場合は歩行者とみなされない。
5		中央線が黄色の実線の場合は走行中の原動機付自転車を追い越すため、中央線の右側をはみ出して通行することは禁止されている。
6		中央線が黄色の実線の場合はバスが停留所で停止中、中央線の右側をはみ出して通行することは禁止されている。
7		この標識は一方通行であるのでこの標識のある方向から進入することができない。
8		バス専用通行帯であっても、右左折する場合は専用通行帯に入って右左折してもよい。
9		追い越しや障害物を避けるときなど、車線変更を行う場合は、その30メートル手前で合図をする。
10		停車している通学通園バスのそばを通るときは、一時停止して安全を確かめる。
11		原動機付自転車の最高速度は、30キロメートル毎時である。
12		上り坂の頂上付近と、勾配の急な下り坂は、追い越しが禁止されている。
13		この標識のある道路は、四輪車の通行は禁止されているが、原動機付自転車は通行できる。
14		急ブレーキをかけると、横滑りを起こす恐れがあるので、ブレーキは数回に分けてかけるようにするとよい。
15		踏切では一時停止後、踏切の先に自分の車が入る余地があることを確かめてからでなければ、発進してはいけない。
16		原動機付自転車のエンジンを止めて横断歩道を押して歩く場合は、歩行者用信号に従う。
17		路面電車が停止して乗客がいない場合、路面電車との間隔を1.5メートルあければ徐行して通行できる。
18		交通事故で負傷者の意識がない場合は、気道がふさがるのを防ぐようにする。
19		原動機付自転車の乗車定員は2名である。
20		進路変更をしようとするときは、まず合図をしてから確認する。
21		交通渋滞のときなど、前の車に乗っている人が急にドアを開けたり、歩行者が車の間から飛び出すことがあるので注意が必要である。
22		消火栓や防火水槽などの消防施設のある所から5メートル以内には原動機付自転車を駐車してはならない。
23		信号が青でも、前方の交通が混雑しているため交差点の中で動きがとれなくなりそうときは、交差点に入ってはならない。
24		この標識は、優先道路であることを表している。
25		停止している通学通園バスのそばを通るときは、安全を確かめれば徐行する必要はない。
26		原動機付自転車を運転するときは、工事用ヘルメットでもよいから必ずヘルメットをかぶらなければならない。
27		左右の見通しがきかない交通整理が行われていない交差点を通行するときは、徐行しなければならない。
28		停止位置に近づいたときに、信号が青から黄に変わったが、後続車があり、急停止すると追突される危険を感じたので、停止せず交差点を通過した。
29		目の不自由な人が盲導犬を連れているときは、一時停止か徐行のどちらかをしてその通行を妨げてはならない。
30		普通免許取得1年未満の人が原動機付自転車を運転するとき、初心者マークをつける必要はない。
31		チェーンのゆるみは、チェーンの中央部を指で押してみても、20センチ程度がよい。
32		この標識のある道路では、自動車は通行できないが、歩行者・自転車・原動機付自転車は通行することができる。
33		踏切は少しでも早く通過したほうがよいので、スピードを上げてギアチェンジをして通過する。
34		同一方向に進行しながら進路変更をするときは、合図と同時に速やかに行う。
35		この標識が示されていたので、そのスピードで原動機付自転車を運転した。
36		普通車の仮免許では原動機付自転車を運転することはできない。
37		タイヤの空気圧は少ないほどタイヤが長持ちする。
38		広い道路で右折をしようと、するときは左側車線から中央よりの車線にいっきに移動しなければならない。
39		原動機付自転車に乗る人は、大型自動車の死角や内輪差を知っていたほうがよい。
40		歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔をあけ、かつ徐行しなければならない。
41		交通規則を守っていたとしても、自分本位に無理な運転をすると、みんなに迷惑をかけるばかりでなく、自分自身も危険である。
42		この標識のある道路は優先道路を表している。
43		車庫や駐車場の前には原則として駐車してはいけないが、その車庫などの関係者だけは駐車してもよい。
44		体の不自由な人が車椅子で通行しているときは、その通行を妨げないように一時停止または徐行しなければならない。
45		原動機付自転車でカーブを走行するときは、カーブの内側に車体を傾ける。
46		運転中は前方の一点を注視するようにし、バックミラーは左折か右折するときのほかは見る必要はない。
47		原動機付自転車は、前方の信号が赤であっても、青の灯火の矢印が表示されているときは、二段階右折が指定されている交差点でも右折することができる。
48		この標識のある道路は、自動車や原動機付自転車は通行することができない。
49		この標識のある場合は、信号機の信号に関係なく左折できる。
50		道路の曲がり角付近を通行するときは、徐行しなければならない。
51		安全な速度とは、最高速度の範囲内であれば交通の状況や天候などによって変わるものではない。
52		この標識は、一方通行を表している。
53		交通事故を起こしたときは、直ちに負傷者の救護を行うとともに、事故の続発防止措置を行わなければならない。

オレンジ色塗りつぶし:添付資料「問題中の標識」を参照のこと。

問題中の標識

	道路標識		道路標識
7		42	
13		48	
24		49	
32		52	
35			

2016年原付効果測定[11/7(月)寺原自動車学校]解答

	×	説 明
1	×	50cc以下である。
2	○	
3	○	
4	○	
5	○	
6	×	バスでも一般車両でも、駐車車両の回避は追い越しに当たらない。
7	×	この標識のある方向から進入できる。
8	○	
9	×	追い越しや障害物を避けるときなど、車線変更を行う場合は、その3秒手前で合図をする。
10	×	安全を確かめ徐行する。
11	○	
12	○	
13	×	自転車および歩行者専用である。
14	○	
15	○	
16	○	
17	○	
18	○	
19	×	1名である。
20	×	確認してから合図をする。
21	○	
22	○	
23	○	
24	×	安全地帯である。
25	×	徐行する必要がある。
26	×	工事用ヘルメットは不可。
27	○	
28	○	
29	○	
30	○	
31	×	2センチ程度。
32	×	すべて通行できない。
33	×	低速ギアのまま一気に通過する。
34	×	進路変更をするときは、3秒前に合図を行う。
35	×	原動機付自転車は毎時30キロ以下。
36	○	
37	×	長持ちしない。
38	×	一気に移動してはいけない。
39	○	
40	×	徐行する必要はない。
41	○	
42	○	
43	×	車庫などの関係者でも駐車してはいけない。
44	○	
45	○	
46	×	一点を注視することなく、広く前方を見る。また、バックミラーなどで常に確認を行う。
47	×	二段階右折が指定されている交差点では右折できない。
48	○	
49	○	
50	○	
51	×	安全な速度は、交通の状況や天候などによって変わる。
52	×	指定方向外走行禁止を表している。
53	○	